

基安労発第 0402001 号

平成 19 年 4 月 2 日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

(公印省略)

地域産業保健センター事業の運営について

地域産業保健センター事業については、公募制への移行に伴い、平成 19 年 3 月 29 日付け基発第 0329008 号「地域産業保健センター事業について」等により、平成 19 年度以降の事業推進を図っていくこととしているところである。

ついては、今後の事業運営の細部事項については下記によることとしたので、了知するとともに、委託先の団体に対し周知されたい。

なお、平成 13 年 4 月 2 日付け基安労発第 7 号「地域産業保健センター事業の運営について」は本通達をもって廃止する。

記

1 地域産業保健センターの実施機関等

(1) 実施機関

- イ 都道府県労働局は、産業保健に精通した団体と委託契約を結ぶものとする。こと。(以下、委託契約を結んだ団体を「委託先」という。)
- ロ 設置場所は、原則として、地域産業保健センター事業の実施機関である委託先の事務所に開設すること。
- ハ 地域産業保健センターの名称は、「〇〇地域産業保健センター」という名称を使用すること。

(2) 担当区域

労働基準監督署の管轄区域に、委託先以外に産業保健に精通した団体が存在する場合等には、委託先以外のこれら関係団体の協力を得て、地域産業保健センターが活動できる体制を整備すること。なお、委託先との協議の上、委託先及び関係団体の区域を優先して担当区域を設定して差し支えないこと。

(3) 機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）

小規模事業場が集積する都市部の地域産業保健センターを中心に、休日、夜間における健康相談窓口の開催等の産業保健サービス提供機能の強化を図ること。

2 地域産業保健センターの業務

(1) 健康相談窓口の開催

イ 相談対象者

相談対象者は小規模事業場の事業者及び労働者とする。小規模事業場以外の事業場（労働者 50 人以上）の関係者から相談が寄せられた場合には、その事業場で選任されている産業医に相談すべきことを促すが、事情によっては適宜対応しても差し支えないこと。

ロ 相談対応者

医師が健康相談に応じることとするが、地域産業保健センターの実情に応じて、医師の指示の下に保健師のみが対応することも差し支えないこと。

メンタルヘルスに関する健康相談窓口業務にあつては、医師の外、メンタルヘルスに関する知見を有する保健師等の活用を図るなど、委託先及び関係団体と協議の上、対応すること。

ハ 相談内容

相談内容は相談者が関心を有する健康に係る事項とするが、具体的な相談内容の例としては、健康診断結果に基づいた健康管理、生活習慣病の予防方法、病後における作業との関わり合い、日常生活における健康保持増進の方法等が考えられること。

また、健康管理に関する相談だけではなく、作業環境管理又は作業管理についても相談に応じることができるよう都道府県産業保健推進センタ

一との連携等を図ること。

二 開設方法等

健康相談窓口は、相談者が利用しやすいよう、週に1回程度定期的に開設することを原則とするが、地域ニーズを踏まえ、必ずしもこれによらないことがあっても差し支えないこと。また、メンタルヘルスに関する健康相談窓口の回数は月1回を原則とすること。

健康相談窓口開設日以外に、労働者から健康相談を希望する旨の申し出があった場合には、事業計画の範囲内で適宜対応することが望ましいこと。

相談窓口の開設に際しては、相談者のプライバシーが保持されるような会議室等を確保すること。メンタルヘルスに関する健康相談窓口にあつては、特に配慮すること。

ホ 開設場所

(イ) 地域産業保健センターの事務所以外の相談窓口

利用者の利用しやすい相談窓口の開設場所として、地域産業保健センターの事務所の他に次の場所が考えられること。

(イ) 工業団地 (ロ) 流通団地 (ハ) 労働基準協会 (ニ) 業種別企業組合 (ホ) 労働災害防止団体 (ヘ) 構内下請を有する親企業 (ト) 商工会議所、商工会

このほか、地域で開催される種々のイベント会場で相談窓口を開設するなど、一層の工夫を図ること。

(ロ) 医療機関における健康相談窓口の設置について

利用者の利便性を考慮して、地域の医療機関等において相談窓口の開設を行っても差し支えない。

その場合、一般診療との区別を明らかにする等のため以下の事項に留意すること。

- ① 地域産業保健センター運営協議会等において、あらかじめ窓口の医療機関を選定しておくこと。
- ② 労働安全衛生法第13条第2項の要件（産業医の資格要件）を備えた医師が対応すること。
- ③ 利用料は申込者又は相談者からは徴収しないこと。
- ④ 相談窓口の医師等は活動状況を地域産業保健センターに適切に報

告すること。

- ⑤ 事前に利用者から地域産業保健センターに直接又は相談窓口を通じて申し込みを受けること。

ヘ 拡充センター関係

(イ) 夜間及び休日の健康相談窓口の開催

原則として、拡充センターにおける夜間健康相談窓口の開催は、週 1 回、休日健康相談窓口開催は、週 1 回とするが、相談体制及び利用状況に応じて、適宜、これらの開催回数の調整を行って差し支えないこと。

(ロ) メンタルヘルス相談窓口の開催

拡充センターのメンタルヘルス相談窓口の回数は、月 2 回を原則とすること。

(2) 個別訪問による産業保健指導の実施

イ 対象事業場

対象事業場は、原則として労働者数 50 人未満の事業場であって、訪問指導を希望するものとするが、地域産業保健センターによる訪問指導を希望する事業場を募るにあたっては、説明会等の場を活用するとともに、労働基準協会、業種別企業組合、労働災害防止団体、商工会議所等の協力を得ることが効果的であると考えられること。

なお、訪問指導を希望する事業場については、予め地域産業保健センターに登録すること。

ロ 事前調査

個別訪問による産業保健指導に先立って、対象事業場の労働衛生管理体制等に関する情報を収集し整理するものとする。コーディネーターが、訪問指導を希望する事業場から当該事業場における業務内容、作業内容、作業環境測定実施状況、健康診断実施状況等の労働衛生管理に関する情報を収集し、別添 1「産業保健活動記録票」に可能な範囲で情報を記入すること。なお、産業保健活動記録票は、地域産業保健センターで独自に定めて差し支えないこと。

ハ 指導内容

- (イ) 医師等が対象事業場を個別に訪問し、健康診断結果に基づいた健康

管理等に関して指導、助言を行う。労働者から寄せられる健康診断の結果評価等の健康問題に関する相談には積極的に応じること。

(ロ) 有害業務がある場合には、特殊健康診断結果の事後措置の状況を確認し、当該業務従事者の作業環境状況を確認した上で健康指導を行うこと。

(ハ) 個別訪問産業保健指導時に作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行うこと。

(ニ) 医師の指示の下に、保健師等が個別訪問産業保健指導に対応しても差し支えないこと。

(ホ) 医師及び保健師等は、個別訪問産業保健指導後、別添 1「産業保健活動記録票」に活動状況を記入すること。産業保健活動記録票は 5 年間保管すること。

二 拡充センター関係

拡充センターにおける個別訪問産業保健指導回数は、月 9 回程度を原則とすること。

(3) 産業保健情報の提供

次により産業医等の名簿を作成し、事業者等に情報を提供するものとする。

イ 医師の名簿

地域産業保健センターで作成する医師の名簿については、労働安全衛生法第 13 条第 2 項に規定された「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた医師」の名簿となるよう整備し、産業医となる適当な医師を確保できないために、産業医を選任できない事業者に対して提供すること。

また、今後の労働者のメンタルヘルス対策には、産業医と精神科医との有機的連携を推進するための環境整備が不可欠であることを踏まえ、平成 18 年 12 月 12 日付け貴職あて事務連絡「産業保健に関する研修を受講した精神科医等の名簿の送付について」により、精神科医等に対する産業保健研修を受講し、かつ、行政サービスを目的とした名簿への記載及び第三者提供について承諾した精神科医等の名簿を送付し、地域産業保健センター等への提供を依頼したところである。今後とも必要に応じて、同名簿を提供するので、メンタルヘルスに係る相談等に活用すること。

ロ 労働衛生機関等の名簿

事業場からの依頼を受けて、地域産業保健センターの担当区域内で、健康診断、作業環境測定等を実施することが可能な医療機関及び労働衛生機関の名簿を作成し、閲覧に供すること。

これに加え、健康診断を実施している医療機関や、地理的に近辺の医療機関といった、小規模事業場が利用しやすい適切な医療機関の名簿を整備し、紹介すること。

ハ 労働衛生コンサルタントの名簿

事業場からの依頼を受けて、地域産業保健センターの担当区域内で、事業場の労働衛生についての診断及び指導を行うことが可能な労働衛生コンサルタントの名簿を作成し、閲覧に供すること。

なお、労働衛生コンサルタントの名簿は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と連携を図り作成すること。

また、地域産業保健センター管内に該当する労働衛生機関及び労働衛生コンサルタント等がない場合には、利用できる近隣の労働衛生機関等及び労働衛生コンサルタントの活用を図ること。

(4) 地域産業保健センター運営協議会等の設置・運営

次により地域産業保健センター運営協議会を設置し運営するものとする。

イ 会長

会長は、原則として、地域産業保健センター事業を実施する委託先の長とすること。

ロ 構成員

協議会の構成員は、地域産業保健センターに係る労働基準監督署長、委託先及び関係団体の長、事業者団体代表者等とすること。

ハ 拡充センター関係

拡充センターにおいては、産業保健に関する課題やセンターの事業展開の在り方等について、労使双方の代表者及び学識経験者から長期的視点で幅広く意見を聴くため、「地域産業保健問題協議会」を設置すること。委員7名程度による年2回の開催を原則とすること。委員の選定及び具体的運営に当たっては、都道府県労働局及び労働基準監督署から指導援助を受けること。

なお、当該協議会は、センターの事業計画や運営等について実務的に協議する「地域産業保健センター運営協議会」とは別の組織であること。

(5) 説明会の開催

地域産業保健センターの業務を広報するため、次により事業者等に対する説明会を開催するものとする。

イ 準備

コーディネーターが中心となって、説明会開催のための資料作成、会場確保等の準備を進めること。

ロ 対象

担当地域内の事業者、衛生推進者のほか、労働基準協会、社会保険労務士会、労働安全衛生コンサルタント会、労働衛生機関、労働保険事務組合等の担当者を対象とすること。

ハ 時期

説明会の開催にあたっては、労働基準協会、労働災害防止団体等が既に実施している地方産業安全衛生大会等の開催時期等を十分に考慮すること。また、全国労働衛生週間、全国労働衛生週間準備期間、職場における健康診断推進運動の期間等を併せて考慮すること。

ニ 内容

説明事項としては以下の事項が考えられること。

- (イ) 地域産業保健センターの業務の概要
- (ロ) 地域産業保健センターへの事業場の登録の勧奨
- (ハ) 事業場における労働衛生管理等のあり方

なお、地域産業保健センターの業務概要の説明においては、事業者に対して登録事業場となることのメリット、例えば、労働者の健康を確保するための産業保健サービスが無料で受けられること、労働衛生向上のために積極的に取り組んでいることを宣伝できること、企業のイメージアップにつながることを等を広報すること。

3 地域産業保健センターの業務従事者

(1) 医師

地域産業保健センターの業務に従事する医師は、労働安全衛生法第 13 条

第2項に規定された、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた医師が望ましいこと。

また、2(3)イの後段の名簿に記載された精神科医等に対しても、必要に応じて協力を求めること。

(2) 保健師等

医師の指示の下に、地域産業保健センターの業務を行う保健師は、労働衛生に関する知見を有していることが望ましいこと。また、労働安全衛生規則第15条の2第1項の規定に基づき、地域産業保健センター毎に保健師の名簿を整備すること。

なお、衛生管理者の免許を有する看護師が、医師の指示の下に地域産業保健センターの業務を行うことも差し支えないこと。

(3) コーディネーター

イ コーディネーターの選任

コーディネーターは、地域の産業保健事情に詳しく、かつ、地域産業保健センターが円滑に運営されるように、労働基準監督署、各種事業者団体、労働衛生機関等との連絡調整を図れる者が望ましいこと。

ロ コーディネーターの活動日数

拡充センターにおいては、コーディネーターの活動日数が通常のセンターより月6日(夜間0.5日×月4日+休日月4日)増加することとなるが、一人のコーディネーターでの活動が困難な場合には、夜間・休日担当コーディネーターを配置する等体制を整備すること。

ハ コーディネーターの研修

都道府県産業保健推進センターにおいて、コーディネーターの活動に必要な知識及び技能を身につけるために必要な研修を実施することとしているので、コーディネーターは当該研修に参加すること。

4 その他地域産業保健センター業務運営上の留意事項等

(1) 関係機関との連携

地域産業保健センターの業務の推進にあたっては、常時、十分に都道府県労働局、労働基準監督署及び産業保健に精通した団体等との連携を図ること。

また、地域の実情に応じて、商工会議所等の幅広い関係機関と連携した広報活動を一層積極的に行うこと。

さらに、都道府県産業保健推進センターの協力のもと、事業者団体や労働団体に依頼する等により、小規模事業場における産業保健に対するニーズの把握に努め、地域産業保健センターの活動内容に反映させること。

(2) 広報啓発

事業場に対して産業保健情報を提供するため、地域産業保健センターにおいてパンフレットを作成、配布する等普及啓発の一層の推進を図ること。また、地域産業保健センターの活動状況や、健康相談窓口の開催案内を広報する手段として、都道府県産業保健推進センターのホームページに情報の掲載を依頼するなどにより、インターネットを積極的に活用すること。

産業保健情報の提供に当たっては、小規模事業場における事業者や労働者に対し、特に健康確保対策の実施が安定した労働力確保や生産性向上に寄与することなど、具体的に産業保健活動への意欲を引き起こさせる情報を提供することが必要であるため、都道府県産業保健推進センターで行われている調査研究を利用するなどの連携により、効果的資料を提供できるよう努めること。

(3) 守秘義務

医師、保健師等及びコーディネーターは、地域産業保健センターの業務に従事することにより知り得た秘密を厳守すること。また、健康情報の取り扱いには十分配慮すること。

(4) 実施事例

事業実施に当たり、別紙の実施事例を参考にすること。

(5) 個別訪問産業保健指導の交通手段

個別訪問産業保健指導の交通手段としては、原則として公共交通機関を利用すること。

(6) 事業報告

地域産業保健センターは、事業実績の状況を別添2「地域産業保健センター事業実績報告書」により、毎年4月10日までに都道府県労働局に報告すること。

5 地域産業保健センター連絡協議会

都道府県労働局において、管内の各地域産業保健センターの連絡を密にするため、標記協議会を以下により開催すること。

(1) 協議事項

管内の地域産業保健センターから意見要望等を聴取するとともに、円滑な運営のための課題に対処する方策について検討する。併せて、都道府県産業保健推進センターによる地域産業保健センターへの具体的支援方策等について意見交換を行う。

(2) 構成

地域産業保健センター、都道府県労働局、労働基準監督署により構成するものとし、地域の実情に応じ、都道府県産業保健推進センター等の必要な関係機関を含めること。

なお、昭和 58 年 3 月 9 日付け基発第 110 号で示す地域産業保健連絡協議会と併せて開催して差し支えない。

(3) 謝金等

地域産業保健センター及び産業保健推進センター等の出席者に対しては、地域産業保健センター事業の行政経費により旅費及び謝金を支払うこと。

6 事業実績報告

事業実績報告は、毎年 4 月 10 日までに各地域産業保健センターから各労働局あてに報告されることになっているが、その写しを毎年 4 月末までに当課あて送付すること。

地域産業保健センター事業実施事例

1 広報等による周知

- ① 機関誌を独自に発行し、健康相談日等を掲載
- ② 基準協会等の広報誌を会員事業場に送付する際、センターのリーフレットも同封
- ③ 健康相談窓口開催案内を地元紙の折り込みチラシとして配布
- ④ 市町村広報誌に健康相談窓口の日程を掲載
- ⑤ 地元紙に取材依頼し、事業内容を掲載
- ⑥ 労働局で労働保険年度更新書類送付の際、センターのリーフレットを同封
- ⑦ リーフレットを行政機関へ配布依頼
- ⑧ ポスターを医療機関及び地元新聞社へ送付
- ⑨ リーフレットを直接事業場へ送付
- ⑩ メンタルヘルスに関し、家族の気づきの観点から、各地区の婦人会で説明会を実施
- ⑪ 事業場に対し、メールやFAXで利用要請を行う
- ⑫ 監督署長及びセンター長両名による利用要請文書を事業場に送付
- ⑬ 安全衛生推進者講習時に周知活動を実施
- ⑭ 事業場に往復はがきを送付することにより、利用の可否を確認
- ⑮ 労働基準監督署の監督指導及び個別指導時に周知

2 事業場訪問による周知

- ① 担当者にポスター等を手渡すだけではなく、事業場の掲示板等に直接掲示（許可を得て）
- ② 企業集団等のトップの企業に利用依頼
- ③ 利用した事業場の担当者に、事業場を紹介してもらい、訪問等を行い利用要請

3 相談場所

- ① サテライト方式で地域の医療機関に相談窓口を開設し、実施場所半径 3 キロ以内の事業場に手作りのリーフレットを配布
- ② 利用者の便を考慮し、センター登録産業医の医療機関でも相談業務を実施
- ③ 直接事業場を訪問し、相談業務を実施
- ④ 大手企業のイベント等を利用して相談窓口を開設
- ⑤ 市が実施する健康福祉まつりで相談窓口を開設
- ⑥ 商工会等の交通の便の良い場所で移動相談窓口を開設

4 健康相談窓口実施方法

- ① 相談担当者として、保健所の保健師の参加を得る
- ② 休日及び夜間の相談窓口回数を増加

産業保健活動記録票

事業場名			労働者数	男 女 計	人 人 人
代表者職氏名	7		衛生推進者氏名		
所在地					
事業内容					
労働災害発生状況 (休業4日以上)	平成	年	件、平成	年	件、平成
業務上疾病件数	平成	年	件、平成	年	件、平成
私傷病休業者数	平成	年	件、平成	年	件、平成
	健康診断実施状況			管理体制	
	設備等			作業環境	
	実施日	従事者 数	受診 者数	作業主 任者	特別 教育
	局排 設置	保護具	環境測 定	管 理 区 分	
一般					
有機					
鉛					
特化					
石綿					
粉じん					
騒音					
VDT					
その他					
休憩室	有 ・ 無			救急用具	有 ・ 無
指導・助言内容			訪問日 年 月 日		
指示・連絡事項					
訪問者氏名 医師 _____ 保健師等 _____					

平成 年 月 日

平成 年度地域産業保健センター事業実績報告書

- 1 地域産業保健センター名: 地域産業保健センター
- 2 担当労働局・監督署名: 労働局 労働基準監督署
- 3 委託先団体名:
- 4 名簿に登載された産業医の資格を有する医師の人数: 人
- 5 地域産業保健センター事業の実績
- ① 健康相談窓口(注:個別事業場訪問における健康相談は実施回数、利用者数には計上しないこと。)
- ア 相談担当医師及び保健師の人数(注:担当した者の実人数及び延べ人数を記載すること。)
- 医師: 人(延べ 人)、保健師 人(延べ 人)
- その他(看護師等): 人(延べ 人)

イ 窓口の設置場所別の健康相談窓口実施回数

開催場所	計画回数 (回)	実施回数(回)					
		実施回数	(うちメンタルヘルス相談開催回数)	内訳			
				平日	(うち夜間)	休日	(うち夜間)
委託先内							
委託先外の事務所等							
地域医療機関							
その他(イベント)							

ウ 利用者数

開催場所	労働者50人未満の小規模事業場			その他
	労働者本人による相談 利用した労働者の延人数 (注1)	事業者や労務担当者による相談 利用した事業者等の延人数 (注2)	相談対象となった労働者の延人数(人) (注3)	労働者・事業者等による相談者の延人数(人) (注4)
委託先内				
委託先外の事務所等				
地域医療機関				
その他(イベント等)				

(注1) 本人の健康相談のため利用した小規模事業場の労働者数

(注2) 従業員の健康問題に関する相談や健康診断の結果についての医師からの意見聴取を行うため、健康相談窓口を利用した小規模事業場の事業者や労務担当者等の人数

(注3) 利用した小規模事業場の事業者等から健康診断結果表等をもとに、間接的に相談された労働者延べ人数

(注4) 労働者数50人以上の事業場の労働者・事業者等による相談者数のみを計上し、間接的に相談された労働者は含めないこと。また、匿名等により相談者の属性が不明の場合には、ここに計上すること。

エ 相談内容

	利用労働者による相談件数 (件)	事業者等による労働者に関する健康相談	
		利用した事業者等による労働者に関する相談件数(件)	相談の対象となった労働者数(人)
労働者50人未満の小規模事業場の労働者・事業者等のみを記入			
法定健康診断の実施に関する事項			
健診結果有所見者に対する就業場の措置に関する事項			
健診結果に基づく保健指導に関する事項			
病後、復職後の健康管理に関する事項			
メンタルヘルスに関する事項			
B型・C型肝炎に関する事項			
日常生活における健康保持増進の方法に関する事項			
過重労働による健康障害に関する事項（注1）			
ア 月45時間を超える時間外労働に関する事業者による相談 （ただしイに該当するものを除く）			
イ 月100時間を超える時間外労働又は2ヶ月ないし6月間の1ヶ月平均80時間を超える時間が労働に関する事業者による相談、当該労働を行った労働者からの相談			
ウ 上記ア、イに該当しない相談、時間が不明である相談			
作業環境管理、作業管理に関する事項			
その他			

（注1） 過重労働による脳・心臓疾患の発症の防止に関する「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」により、事業者は時間外労働を行わせた労働者に対し健康管理に係る措置を行うこととされており、それらの措置に関する相談があった場合に、本欄に計上する

（注2） 時間外労働による健康障害に関し、労働者本人が自主的に健康相談窓口を利用した件数

（注3） 事業者の指示により健康相談窓口を利用した労働者数

オ 電話相談等延件数: 延べ 件

（注: 電話、FAX及びEメールによる相談の延べ件数とすること。）

主な相談内容(多い事項を記載)

② 個別訪問産業保健指導(登録事業場数: 事業場)

ア 指導従事者(注:医師等であるコーディネーターが指導を行った場合には計上すること。)

医師 人(延べ 人)、保健師 人(延べ 人)、

その他(看護師等 人(延べ 人))

イ 事業場訪問活動状況

(注:実際の回数又は人数を記入すること。よって、必ずしも担当者内訳の合計ではないこと)			担当者内訳 (注:複数で出務した場合には、それぞれ計上すること)		
			医師	保健師	その他(看護師等)
事業場訪問	計画回数				
事業場訪問	実施事業場数				
事業場訪問	実施(延べ)回数				
作業上の巡視	(延べ)回数				
健康相談	(延べ)実施人数				
健康教育・講話等	(延べ)実施回数				

ウ 指導内容(注:事業者・労務担当者等に対しておこなった指導の回数を計上すること。また、複数項目を指導した場合は、該当欄にそれぞれ計上すること。)

指導事項	指導回数	
	労働者に対する指導	事業者等に対する指導
健康管理に関する事項		
法定健康診断の実施に関する事項		
健診結果有所見者に対する就業場の措置に関する事項		
健診結果に基づく保健指導に関する事項		
病後、復職後の健康管理に関する事項		
メンタルヘルスに関する事項		
B型・C型肝炎に関する事項		
日常生活における健康保持増進の方法に関する事項		
過重労働による健康障害に関する事項		
その他		
作業管理に関する事項		
作業者の労働負荷に関する事項		
作業姿勢に関する事項		
作業時間(一連続作業時間等)に関する事項		
使用原材料の取扱いに関する事項		
保護具に関する事項		
その他		
作業環境管理に関する事項		
有害物質の暴露低減対策に関する事項		
作業環境測定実施に関する事項		
作業環境測定結果の評価に関する事項		
その他		
労働衛生管理体制に関する事項		
労働衛生教育に関する事項		
その他		

キ 個別訪問産業保健指導における事業場の改善事例(具体的に記入又は資料を添付)

③ コーディネーター活動

ア 活動日数 日(注:複数のコーディネーターがいる場合はその合計を記載すること。)

イ 周知広報活動

事業場等訪問 力所、パンフレット等郵送 力所、電話 力所

ウ 訪問指導事前調査等: 力所

エ 相談担当医師等との連絡調整: 件

オ その他の主な活動内容

④ 地域産業保健センター運営協議会及び地域産業保健問題協議会

○ 地域産業保健センター運営協議会

ア 回数:計画 回、実施 回

イ 主な課題及び検討事項:

○ 地域産業保健センター問題協議会

ア 回数:計画 回、実施 回

イ 主な課題及び検討事項:

⑤ 事業説明会等周知広報活動

○ 説明会

ア 回数:計画 回、実施 回

イ 対象者 テーマ: 参加人数: 人

対象者 テーマ: 参加人数: 人

対象者 テーマ: 参加人数: 人

○ その他の広報活動等(具体的に記入又は資料を添付)

⑥ 事業運営に当たったの好事例及び成果(具体的に記入又は資料を添付)